

# 審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	化製場等に関する法律	法令の番号	昭和23年法律第140号
許認可等の種類	化製場外における処理の禁止の特例の許可	根拠条項	第2条第2項
審査基準	<p>死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）の埋却、解体、又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、これを行ってはならない。ただし、食用に供する目的で解体する場合及び知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>1 申請書記載事項</p> <p>① 死亡獣畜の種類、年齢及び性別</p> <p>② 解体（埋却、焼却）の日時及び場所</p> <p>③ 解体（埋却、焼却）の措置方法</p> <p>④ 死亡獣畜取扱場を利用することができない理由</p> <p>2 添付書類</p> <p style="padding-left: 20px;">獣医師の診断書又は検案書を添付すること。</p>		
受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所
交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	3 日
		標準経由期間	日
		目次NO	